

## 令和7年度釧路市e c oライフ促進支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、エネルギーの利用の効率化を促進する設備や再生可能エネルギーを活用する設備を設置する者に対し、その費用の一部を補助する令和7年度釧路市e c oライフ促進支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることにより、補助に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって本市における低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

### (対象設備及び補助金交付額)

第2条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）及び補助金交付額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、補助金の交付は令和7年4月1日から令和8年3月31日（以下「同一年度」という。）内において1世帯につき、1件限りとする。

2 補助金交付の対象となる費用は、別表第1に定める補助対象設備の本体とする。また、交付対象となる台数は1件の申請あたり1台とする。ただし定置用蓄電池については、別表第1に定める要件を満たしていれば台数の制限はしないものとする。

3 補助金交付の対象となる費用が別表第1に定める補助金交付額以下の場合は、補助金の交付対象とならない。

4 前項の規定にかかわらず、北海道が実施する住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（北海道告示第11040号）第3条第4号及び第5号、第4条並びに別表1及び別表2に規定する要件を満たす場合における別表第1の規定の適用については、同表補助金額の欄中「6万円」とあるのは「12万円」と、「15万円」とあるのは「30万円」と、「20万円」とあるのは「40万円」とする。

### (申請者の要件)

第3条 補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる全てに該当する者とする。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）の提出時までには補助対象設備を設置する住所に居住（店舗等との併用住宅については、その居住部分に居住。以下同じ。）する個人であること。

(2) 別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を提出できる者であること。

(3) 釧路総合振興局管内（釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町）に本店、支店、営業所等の事業所を有する事業者から購入した補助対象設備を、自ら居住する住宅に設置する者であること。

(4) 令和7年3月1日以降（以下「引渡し指定日以降」という。）に事業者から新たな補助対象設備の引渡しを受けた者、又は補助対象設備付の建売住宅を購入し、引渡し指定日以降にその住宅の引渡しを受けた者であること。

(5) 市税を滞納していない者であること（市長が特に認める場合を除く。）。

(6) 自らを含め同一世帯に別表第1に掲げる補助対象設備において同一の設備の補助を利用した者がいない者であること。

(7) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第2号に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であること。

(交付申請等)

第4条 申請者は、補助対象設備の設置が完了し、代金の支払い及び販売事業者等から補助対象設備の引渡しを受けた後に、補助金交付申請書（様式第1号）を、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書（様式第1号）は、別に定める期限までに提出しなければならない。

3 申請者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱・法令の改廃制定、その他申請及び手続き代行者の責に帰し得ない事由により、別に定める期限までに申請書類を提出できない場合には、別途、釧路市と協議する。

4 申請者から提出のあった書類は、原則返還しないものとする。

(補助金交付決定及び交付額の確定)

第5条 予算の範囲内において行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による申請書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認められたときは、補助金の交付及び交付額を確定し、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金の交付決定・交付額確定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知する。

3 市長は、前項の審査において補助の交付が適当でないと認められたときは、申請者に対して是正措置を命ずることができる。

4 市長は、申請者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、その旨を不交付決定通知書（様式第4号）にて申請者に通知する。

(補助金の交付)

第6条 前条第2項に規定する通知を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

第7条 申請者は、補助金の交付申請等に係る手続を法令に反しない限りにおいて補助対象設備を販売事業者等（以下「手続代行者」という。）に依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きにおいて誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じて得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、同一年度内においては、当該手続代行者に手続の代行を認めないものとする。

(補助金交付決定の取消し、補助金の返還)

第8条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、補助金交付決定者に損害が発生したとしても、市はその責めを負わないものとする。

(1) 虚偽の申請やその他の不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき。

(3) 補助金又は補助対象設備を法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。

(4) 本要綱に定めた財産処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。

(5) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われている補助金交付決定者（以下「補助金交付者」という。）は、当該補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（財産処分の制限）

第9条 補助金交付者は、補助対象設備について、法定耐用年数（別表第3）を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らねばならない。

- 2 補助金交付者は、法定耐用年数の期間内に当該補助対象設備を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する（以下「処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認通知書（様式第7号）又は不承認通知書（様式第8号）により補助金交付者に通知しなければならない。

- 4 市長は、補助金交付者が前項の規定による承認を受けて補助対象設備を処分したときは、補助金交付者が当該設備の引渡し日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数（以下「対象機器使用期間」という。）に応じた補助額を返還させることができる。ただし返還させる額については、次のとおり算定するものとし、補助金返還請求通知書（様式第10号）にて補助金交付者に通知することとする。対象使用期間については、1年を超える場合は、1年を365日、1年未満の場合は実日数とする。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left( 1 - \frac{\text{対象使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}} \right)$$

- 5 補助金交付者は、第3項の規定による承認を受けて、補助対象設備を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（使用状況の報告等）

第10条 補助金交付者は、使用状況報告書（様式第11号）にて、補助対象設備を設置した翌月から1年間継続して運転状況等を記録し、6ヶ月に1度、市長に報告するものとする。

- 2 市長は、前項のほか、補助金交付者に対し必要に応じて補助対象設備の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

- 3 市長は、第1項に規定する運転状況等の内容を公表することができる。

（近隣住民への配慮）

第11条 補助対象設備及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

| 補助対象設備                                   | 補助対象設備の要件                                                                                                                                                                                                    | 補助金額                                 |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 定置用<br>蓄電池<br>※太陽光発電システム<br>の同時設置<br>を含む | 次の各号のいずれの要件も満たすもの。<br>1 常時、太陽光発電と接続するリチウムイオン蓄電池であること。<br>2 蓄電容量が合計3.0kWh以上であること。<br>3 未使用品であること(中古品は対象外)。<br>以下、太陽光発電システム同時設置の場合の追加要件<br>4 接続する太陽光発電システムは、新たに設置するものであること。<br>5 太陽光発電システムは未使用品であること(中古品は対象外)。 | 6万円/件<br>※太陽光発電システム同時設置の場合<br>15万円/件 |
| 家庭用<br>燃料電池                              | 次の各号のいずれの要件も満たすもの。<br>1 燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであること。<br>2 定格運転時において、発電出力1.0kW未満、貯湯温度50℃以上あること。<br>3 貯湯容量140L以上の貯湯タンクを有すること。<br>4 寒冷地対応であること。<br>5 未使用品であること(中古品は対象外)。                                 | 20万円/件                               |
| ガスコジェ<br>ネレーショ<br>ンシステム                  | 次の各号のいずれの要件も満たすもの。<br>1 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱及び電気の供給を目的としたシステムであること。<br>2 小出力発電設備(5.0kW未満)であること。<br>3 未使用品であること(中古品は対象外)。                                                                                        | 6万円/件                                |

別表第2（第4条関係）

| 補助金交付申請書（様式第1号）の添付書類 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                    | 工事請負契約書又は売買契約書の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2                    | 補助対象設備の設置及び銘板、運転状況（リモコンモニター画面等）が確認できる写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定置用蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光パネル※1</li> <li>○蓄電池ユニット（本体＋銘板※2）</li> <li>○モニター画面※3</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、太陽光発電システム同時設置の場合は以下の写真も必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○パワーコンディショナー</li> <li>・家庭用燃料電池 <ul style="list-style-type: none"> <li>○燃料電池ユニット（本体＋銘板※2）</li> <li>○モニター画面※3</li> </ul> </li> <li>・ガスコジェネレーションシステム <ul style="list-style-type: none"> <li>○ガスエンジン発電ユニット（本体＋銘板※2）</li> <li>○モニター画面※3</li> </ul> </li> </ul> |
| 3                    | 補助対象設備設置費等証明書（様式第2号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 4                    | 補助対象設備を設置する住宅の位置図                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 5                    | 形状、規格及び構造等が確認できるカタログ・仕様書等の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 6                    | 申請者の住民票（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 7                    | 市税の完納証明書又は滞納なし証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 8                    | 暴力団排除条例に基づく誓約書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 9                    | 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 10                   | その他市長が必要と認める書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

※1 原則枚数が確認できるもの。

※2 製造番号が確認できるもの。ただし、蓄電池ユニットで製造番号がないものについては、パワーコンディショナーの製造番号が確認できるものを添付してください。

※3 発電量を確認できるもの。また、日付が印字されるものについては、設備の引渡し日以降の日付であるもの。

別表第3（第9条関係）

| 補助対象設備          | 法定耐用年数 |
|-----------------|--------|
| 定置用蓄電池          | 6年     |
| 太陽光発電システム       | 17年    |
| 家庭用燃料電池         | 6年     |
| ガスコジェネレーションシステム | 6年     |